



# 介護保険ガイド

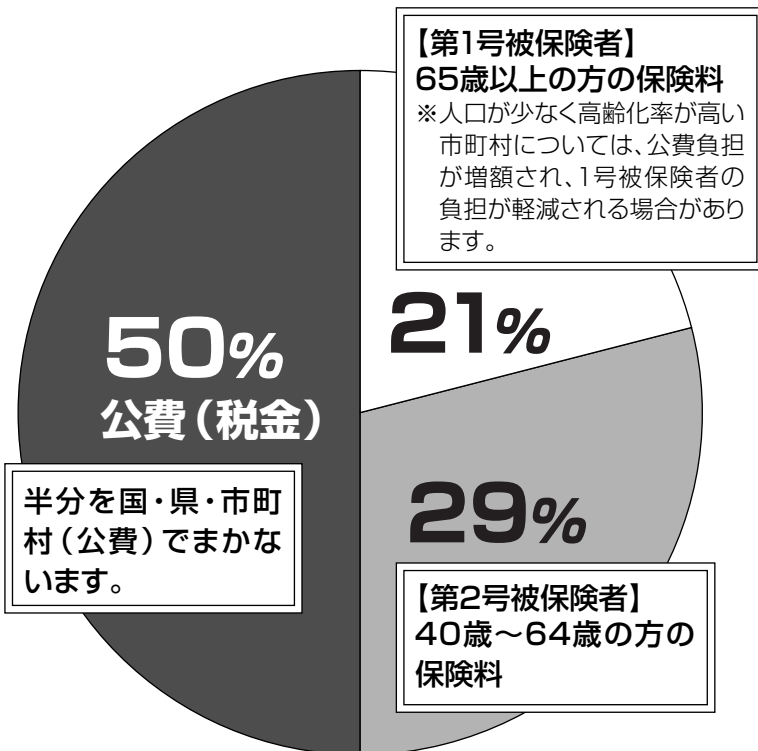
● 介護保険広報シリーズ⑦ ●

介護保険料は大切な財源です

## ◆ 介護保険料金はどうしておさめるの？

介護保険は、すべての被保険者が納める保険料と公費(税金)を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。一人ひとりの保険料は大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## \* 介護保険の財源 \*



介護保険制度は、40歳～64歳の方の保険料と、65歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。

### ■ 介護保険料の決まり方 ■

#### 【第1号被保険者(65歳以上)】

町民税の課税状況や所得により介護保険料が決まります。

#### 【第2号被保険者(40歳～64歳)】

##### 国民健康保険(国保)

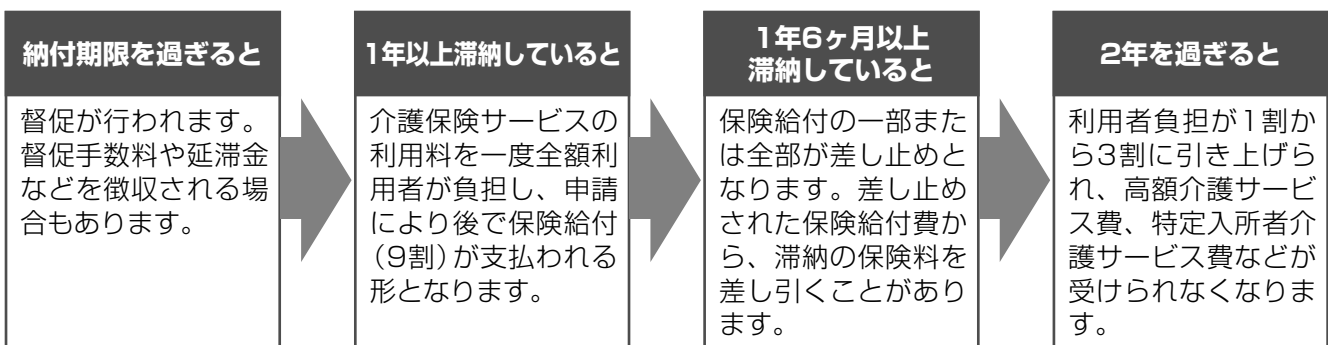
所得などに応じて世帯ごとに決まり、医療分と介護分をあわせて国保税として世帯主が納めます。

##### 職場の医療保険など

加入している医療保険ごとの介護保険料率と給料・賞与に応じて決まり、医療保険の保険料と介護保険料があわせて給料・賞与から差し引かれます。

## ◆ 保険料をおさめないでいるとどうなるの？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割になったりする給付制限の措置がとられます。保険料は必ず納めてください。



介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)